

環境法規制等登録簿

66版 2026年04月30日 作成

No.	法規制等	設備・事業活動 環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
1	大気汚染防止法	ボイラー (炉筒煙管ボイラー費量 224.8L/h、電熱面積30.2㎡ 蒸気発生量2.5ton/h) 大気汚染・地球温暖化	法第6,8,11,12、法第3 条(排出基準)法第16 条(ばい煙量又はばい 煙濃度の測定し記録、 3年間保存。30万円以 下罰則創設。)法第17 条の2(事業者の責務)	ばい煙発生施設の 設置届、廃止届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	ばいじん濃度 535.29g/h以下 硫酸酸化物濃度 0.669Nm ³ /h以下 窒素酸化物 80volppm以下 (年2回測定)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	ばい煙発生施設設 置届出書 ばい煙発生施設使 用廃止届出書(現 状なし) ボイラー点検表	ばい煙量、ば い煙濃度の測 定及び記録	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	基準値 問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
2	自動車から排出される窒素 酸化物及び粒子状物質の 特定地域における総量の削 減に関する特別措置法(自 動車NOx・PM法)	営業車(ディーゼル車、14 台) 大気汚染・地球温暖化	法第4条(事業者の責 務)	車検証	なし 安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	Nox:5.9g/kwh PM:0.49g/kwh (車輛重量3.5t超、中車 両)	<input checked="" type="checkbox"/>	車検証 使用車種規制 (Nox PM)適合	自動車排出窒 素酸化物の排 出抑制の措置 は対策済み。	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	基準値 問題なし	2026年4月30日	業務部門	事務局	○
3	下水道法	産業廃棄物処理施設(貯油 施設等) 水質汚濁	法第10条(排水設備の 設置)法第11条2項(使 用開始届出)法第12条 (除害設備の設置)法 第12条2項(下水の排 除の制限)法第12条3 項(設置届出)法第12 条4項(変更の届出)法 第12条9項(事故の措 置)	指定事業所に係る変更 許可申請書 指定事業 所に係る変更概要書 公害防止方法変更計 画書 排水の汚染状態 及び量等の明細書 排 水の処理方法概要書 公共下水道の使用届 工事完了届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	Ph5~9 温度45℃未満 沃素消費量220未満 n-ヘキサン(鉱物) 5mg/l未満 フェノール類0.5mg/l未満 (伊 勢原市下水排除基準) ※1日の排水量50㎡以上は 月一回の測定する事。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	特定施設の設置届 特定施設の使用届 公共下水道の使用 届 (現状なし) 工事完了届(現状 なし)	水質の測定 記録の義務(50 ㎡/日) 水質基準の順 守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	基準値 問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
4	水質汚濁防止法	産業廃棄物処理施設(貯油 施設等) 事故発生時の水質汚濁	法14条(測定、記録の 保存)法14条の2の3、 4項(事故時の措置)法 31条(罰則)	知事へ事故発生届の届 出	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	Ph5~9 温度45℃未満 生物化学的酸素要求量 600mg/l未満 浮遊物質600mg/l未満 n-ヘキサン 30mg/l未満 (県条例施行規則)	<input checked="" type="checkbox"/>	事故報告書 (現状なし)	産業廃棄物管 理規定より 測定 1回/月	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
5	騒音規制法	送風機(22kw) コンプレッサー(2.2,1.5 kw) 騒音	法第4条(規制基準) 法第5条(順守義務) 法第6、10、14条(事前 届出)	特定施設の設置届 特定施設の使用届 騒音の処理方法概要 書 工事完了届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	8:00~18:00 65デシベル以下 6:00~8:00・18:00~23:00 70デシベル以下 23:00~6:00 50デシベル以下 (県条例施行規則)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	特定施設の設置届 特定施設の使用届 (現状なし) 工事完了届 (現状なし)	産業廃棄物管 理規定より 測定 1回/5年	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	※産業 廃棄物 処分業 許可更 新前に 実施 (次回令 和9年11 月まで)	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
6	振動規制法	コンプレッサー(2.2,1.5 kw) 振動	法第4条(規制基準) 法第5条(順守義務) 法第6、10、14条(事前 届出)	特定施設の設置届 特定施設の使用届 振動の処理方法概要 書 工事完了届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	8:00~19:00 65デシベル以下 19:00~8:00 60デシベル以下 (県条例施行規則)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	特定施設の設置届 特定施設の使用届 (現状なし) 工事完了届 (現状なし)	産業廃棄物管 理規定より 測定 1回/5年	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	※産業 廃棄物 処分業 許可更 新前に 実施 (次回令 和9年11 月まで)	2026年4月30日	製造部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動 環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
7	消防法	工場内消防用設備点検 地下タンクの気密漏洩検査 天然資源枯渇・エネルギー	法第11条(設置の許可)法第2条(指定数量) 施行令第1条12項別表4(指定可燃物)法13条(危険物の取扱い)法第14条の3の2(地下タンクの定期点検)	危険物取扱届 指定可燃物取扱届 地下タンク設置許可届 地下タンク貯蔵所点検表 消防用設備点検結果報告 危険物保安監督者届出書 ボイラー設置届 ボイラー廃止届	危険物取扱者(乙種四類) 一級ボイラー技士 施設管理担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	地下タンク(灯油)最大貯蔵量 8000L(8倍)(通常は6,000L)	<input checked="" type="checkbox"/>	危険物取扱届 指定可燃物取扱届 地下タンク設置許可届 消防用設備点検結果報告	規制基準順守	施設管理担当者	広報、インターネット 消防本部へ調査に向く	通常貯蔵量 灯油 6000L	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
8	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	業務用エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の室外機 オゾン層の破壊	法第2条(点検)・法第4条(廃棄時)	該当なし	なし 施設管理担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄時の確実な回収・破壊される措置。排出抑制の為の措置を講じること。 簡易点検。	<input checked="" type="checkbox"/>	回収依頼書若しくは、委託確認書	機器の使用に関する義務、機器の廃棄に関する義務	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
9	食品循環資源の再生利用等に関する法律 (食品リサイクル法)	省資源	法第2条(食品循環資源を飼料・肥料に再生利用)	該当なし		<input checked="" type="checkbox"/>	製品利用に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	製品利用に努める	施設管理担当者	広報、インターネット 官公庁へ調査に向く	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	×
10	肥料の品質の確保等に関する法律	肥料の販売 販売業者保証票 販売業務についての届出	法第18条 法第23条	販売業務についての届出	なし 営業部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	帳簿の備付 (2年間保存)	法規制順守	施設管理担当者	広報、インターネット 官公庁へ調査に向く	問題なし	2026年4月30日	事務管理部門	事務局	○
11	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	事務所(エアコン、ブラウン管・液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫) 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化	法第6条		なし 事務部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。排出時は適切に引渡し、支払いに応じる。	<input checked="" type="checkbox"/>	(家電リサイクル券)	廃家電の排出時に引渡し、支払い義務	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	事務管理部門	事務局	○
12	小型家電リサイクル法	事務所(携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CD・MD・デジタルオーディオプレーヤ、電子辞書) 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化	法第7条		なし 事務部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。排出時は適切に引渡すこと。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	排出時は適切に引渡すこと。	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	事務管理部門	事務局	○
13	資源有効利用促進法	廃パソコン、複写機、金属性家具、小型二次電池使用機器(プリンター、携帯電話、火災警報装置、防犯警報装置)	法第4条		なし 事務部門長	<input checked="" type="checkbox"/>	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	排出時、納入業者に引渡す。H15.10以前のパソコンについてはリサイクル料金を支払う。	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	事務管理部門	事務局	○
14	自動車リサイクル法	営業車輛 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化	法第8条		なし 安全運転管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	使用済みの自動車の引渡し。リサイクル費用を資金管理人に預託すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	リサイクル料金の支払いの義務 使用済みとなった自動車の引渡し義務	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	業務部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の 有無
15	道路交通法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		法第22条 法第50条2項、51条 法第57条 法第70条		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	速度違反 駐車禁止 過積載 安全運転	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日	業務部門 営業部門	事務局	○
				法施行規則第9条の8 (安全運転管理者の選 任)	自家用自動車5台以上	安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				一部改正		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	免許取得・更新時の一定 の病気等を把握する制 度 無免許運転の厳罰化	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				施行令第71条5の5		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	スマホ・カーナビの「なが ら運転」罰則強化	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				法第119条 第120条		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	「あおり運転」を妨害運 転剤として規定	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				施行規則第9条の10 (安全運転管理者の業 務拡充) 施行規則第9条の10 の一部改訂		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	運行前後の酒気帯び有 無の確認と記録保管の 義務化 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	アルコールチェック 記録を1年間保存	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
15	道路交通法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		法第74条の3第1項、 第4項7項(安全運転管 理者の選任義務違反 等に対する罰則の引 上げ)		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	安全運転管理者の選任 義務及び解任命令 安全運転確保のため の是正措置命令への規則 強化	<input checked="" type="checkbox"/>	安全運転管理者・ 副安全運転管理者 資格認定証	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日	業務部門 製造部門	事務局	○
				道路交通法 第63条の 11		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車の運転者は、乗 車用ヘルメットをかぶるよ う努めなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車点検表	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				道路交通法第71条第 5号の5		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車運転中の携帯電 話等の使用禁止(通話、 画面注視)	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				改正道路交通法117条 の2の2第1項3号・117 条の3の2第2号・3号		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車の酒気帯び運 転	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				法第121条～128条 交通反則通告制度		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	自転車の青切符制度 16歳以上の自転車利 用者の比較的軽微な交通 違反反則金が科される	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				道路交通法第13条第8 項		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	自動車等が同一方向に 進行する自転車の右側 を通過する際、十分な間 隔がないときは、その間 隔に応じた安全な速度で 進行しなければならない	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			
				道路交通法第22条第1 項		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅街など中央線がない 道路は原則30km/hが上 限速度になる	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2026年4月30日			

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
16	自動車運転死傷行為処罰法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		第2条 第3条 第6条		安全運転 管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	刑法から新法に移行、適用要件が追加、拡大(飲酒、薬物運転の死傷事故の重罰、無免許運転の加重など)	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	営業課長	インターネットでの調査	問題なし	2026年4月30日	業務部門 営業部門	事務局	○
17	道路運送車両法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		法第2条 法第3条 法第4条		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	車輛の長さ、幅、高さ	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	業務部門	事務局	○
				一部改正 自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係 公布:令和4年5月20日 施行:令和5年1月1日			<input checked="" type="checkbox"/>	電子車検証の発行ICタグによる車検証情報の確認 ・車検証の有効期間 ・所有者指名・住所 ・使用者住所 ・使用の本拠位置が券面非表示となる	<input checked="" type="checkbox"/>									
18	自動車点検基準	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化		道路運送車両法より 法第47条 法第47条2項		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	使用者の点検及び整備の義務	<input checked="" type="checkbox"/>	運転営業日報 車検証	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	業務部門 営業部門	事務局	○
19	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化		法第37条(粒子状物質排出基準の順守) 第39条(荷主の義務) 第43条(自動車等の適正整備の努力義務) 第51条(エコドライブ義務) 第52~54条(アイドリング禁止)	車検証	なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/>	粒子状物質の量許容限度0.18g/kwh(車輛総重量2.5t 超)	<input checked="" type="checkbox"/>	車検証	自動車排出窒素酸化物の排出抑制の措置は対策済み。	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	基準値 問題なし	2026年4月30日	業務部門	事務局	○
20	毒劇物取締法	硫酸・苛性ソーダ・苛性カリ 省資源・土壤汚染 水質汚濁		法第4条 法第5条 法第6条 法第8条 法第10条 法第11条 法第12条 法第17条		劇毒物取扱責任者 工場長 事務課長	<input checked="" type="checkbox"/>	毒物劇物一般販売登録 盗難防止 飛散、漏れ、流出、地下に浸透の防止 毒物・劇物の表示義務 MSDSの交付義務	<input checked="" type="checkbox"/>	毒物劇物受領書綴 在庫管理表 工場施設点検表 (毒劇物保管状況点検)	法規制順守 保管管理の厳守	施設管理 担当者	冊子「ISO環境法」を確認	問題なし	2026年4月30日	事務管理 部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の 有無
21	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃油処理施設全般 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動 マニフェスト		法第3条(事業者の責務)法第12条(事業者の処理)施行令6条(収集運搬車両の表示、備え付け)法第12条の3(マニフェスト・報告)法第14条(廃棄物処理業)法第20条の2(廃棄物再生事業者)施行規則第16条の2(登録基準)法第5条(通報努力義務)、法第12条の3(マニフェストA票保存5年)、施行令27条(収集運搬許可の合理化)、法第14条(許可期間の特例)、(処理困難時の通知)施行規則第7条(保管場所の掲示板)施行規則第8条(保管基準)規則第8条の31の3~6電子マニフェスト3日ルール(3日ルールの緩和措置)許認可に関わる欠格要件の見直しと申請書添付書類の変更(申請手引きを確認)	産業廃棄物処分業許可証(中間処分) 産業廃棄物収集運搬業許可証	社長 営業課長 工場長 事務課長	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	産業廃棄物処分業許可証(中間処分) 産業廃棄物収集運搬業許可証 マニフェスト(保存期間5年) 廃棄物再生事業者登録証明書 管理票交付状況等報告書(年1回)	・許可内容に適合した中間処分・収集運搬。 ・契約書の取り交わし ・廃棄物の飛散防止 ・運搬車両への表示 ・許可証写しの車両携帯 ・マニフェストの交付	施設管理 担当者	環境省 HPより	問題なし	2026年4月30日	製造部門 事務管理 部門 業務部門 営業部門	事務局	○
22	道路運送車両の保安基準(省令)	営業車両 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化		道路運送車両法より 法第5条 法第8条5項 法第9条 法第10条 法第12条		なし 営業課長	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	安定走行 速度 走行装置(タイヤ) 操縦装置 制動装置の厳守 『後退時車両直後確認装置(バックカメラ)』の装着義務化※2022年以降の新型車のみ	<input checked="" type="checkbox"/>	車検証	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	業務部門	事務局	○
23	神奈川県的生活環境の保全等に関する条例	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置 大気汚染 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動		条例第3条1項、第2項第4号、第6~14号 条例第8条(指定事業所の設置届出)	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置の設置届・廃止届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	条例施行規則別表第151. (5)蒸留施設 (8)破砕施設 (7.5kw以上の原動機) 61. (1)ボイラー	<input checked="" type="checkbox"/>	指定工場に係る変更許可申請書	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
		貫流ボイラー		条例25条関係	設置届・廃止届	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	ばい煙の濃度基準なし、事業所の総量規制として重油換算で1時間当たり4.0kl以上が規制対象	<input checked="" type="checkbox"/>	指定工場に係る変更許可申請書	該当なし	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	×

No.	法規制等	設備・事業活動 環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の 有無
24	伊勢原市環境基本条例	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置 大気汚染 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動	<基本的な施策> 公害発生の防止、廃棄物の減量及び資源化の促進、再生資源の利用の促進、地球温暖化対策に関する施策の推進、温室効果ガスの排出の抑制。 <特徴> 「環境教育の充実及び環境学習の振興」 事業者:事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努める。		なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	インター ネットでの調査	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
25	協定その他同意した要求事項 (ファミリーマート)	営業車両・収集業務 土壌汚染他	該当なし	該当なし		<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	別紙参照	営業課長		問題なし	2026年4月30日	業務部門	事務局	○
26	神奈川県条例(受動喫煙防止条例)	該当なし	該当なし	該当なし		<input checked="" type="checkbox"/>	禁煙禁止区域(学校・病院など)でたばこを吸った場合は2万円以下の罰金、施設管理者が義務を果たさない場合は5万円以下の過料となる。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし		施設管理 担当者		問題なし	2026年4月30日	事務管理 部門	事務局	×
27	悪臭防止法	廃油処理施設全般 ミートミール製造施設、オリ粕クッカー施設等からの悪臭発生	第3条:工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 第4条第2項:臭気指数及び臭気排出強度の規制基準		なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	工業地域臭気指数 3未満	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	産業廃棄物管理規定より測定 1回/5年	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に向く	※産業廃棄物処分業許可更新前に実施(次回令和9年11月まで)	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
28	計量法	3トン秤量器	第19条	該当なし	なし 工場長	<input checked="" type="checkbox"/>	2年に一度の定期検査	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	経済産業省ホームページ	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○
29	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)	該当なし	法律第48号の一部改訂 マイナンバーカードと保険証の一体化 公布 2022年6月9日 現保険証の廃止は2024年12月2日(猶予期間2025年12月2日)	該当なし	管理部長	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2026年4月30日	総務部門	事務局	×
30	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	本社工場、歌川工場使用のエネルギー(石油、電気)管理 天然資源枯渇	該当なし	該当なし	なし 施設管理 担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし 法令上、報告義務のある特定事業者には該当しないが、省エネの観点で本社工場、歌川工場全体で法に基づいたエネルギー管理を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	エネルギー使用実態の把握(日常及び年間) 省エネに向けた改善の検討と実行	施設管理 担当者	環境省HPより	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	×

No.	法規制等	設備・事業活動 環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の 有無
31	伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	小規模受水槽水道(2m ³)飲料水としての安全衛生	該当なし (第14条:検査の受検 第14条1項1号:衛生管理)	該当なし	なし 施設管理 担当者	<input type="checkbox"/>	該当なし 条例は容量8m ³ 小規模受 水槽水道が対象だが、飲 料水として使用される ケースもある為安全衛生 の観点から条例に準じた 対応を行う。	<input type="checkbox"/>	該当なし	セルフチェック 水槽の検査 (水槽の状態 点検) 水質の検査 (残留塩素の 検査) 清掃(1年以内 ごとに1回)	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	×
32	電気事業法	自家用電気工作物の定期点 検(電気事業者による)	法57条:調査の義務	該当なし	電気管理 技術者教 会へ外部 委託	<input type="checkbox"/>	自家用電気工作物が基 準に適合しているかどう かの調査を行う。	<input type="checkbox"/>	自家用電気工作物 定期点検報告書 電気工作物月次点 検報告書	定期点検(年1 回)	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に出 向く	問題なし	2026年4月30日	製造部門	事務局	○

